

# 条例議案参考資料

(議案第73号～議案第76号)

令和6年第1回(3月)川口市議会定例会

## 令和6年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 73号参考資料	川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第 74号参考資料	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	8 2
議案第 75号参考資料	川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 0 3
議案第 76号参考資料	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	1 0 7

議案第 73号参考資料

川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第130条の2—<u>第130条の5</u>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第8章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>(17) 多機能型 第78条に規定する指定生活介護の事業、第123条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第146条に規定する指定就労移行支援の事業、第157条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第171条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業_____、指定通所支援等基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第130条の2—<u>第130条の4</u>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第8章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>(17) 多機能型 第78条に規定する指定生活介護の事業、第123条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第146条に規定する指定就労移行支援の事業、第157条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第171条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援等基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、指定通所支援等基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支</p>

援等基準条例第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第197条及び第205条において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（管理者）

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用するときに限り、第5条第1項中「第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「第7条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

援等基準条例第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第197条及び第205条において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定する主務大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（管理者）

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」と

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」と

あるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書及び第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第21条第2項」と

、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する第35条第1項」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第9条から第31条まで及び第33条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書及び第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第21条第2項」と

、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書及び第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは

あるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書\_\_\_\_\_中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第26条

第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する第35条第1項」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第9条から第31条まで及び第33条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書\_\_\_\_\_中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条

において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書\_\_\_\_\_中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは

「第43条の4において準用する第21条第2項」と\_\_\_\_\_、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第6節 (略)

(従業者の員数)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 指定障害福祉サービス基準第44条第2項に規定する子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 (略)

(管理者)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(運営に関する基準)

第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで、第4節（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。）及び第44

「第43条の4において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第6節 (略)

(従業者の員数)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する主務大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 指定障害福祉サービス基準第44条第2項に規定する主務大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 (略)

(管理者)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(運営に関する基準)

第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで、第4節（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。）及び第44

条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、前条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「次条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用するときに限り、第44条中「第44条第1項に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「第48条第2項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第50条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法\_\_\_\_\_

条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、前条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「次条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替える\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ものとする。

(従業者の員数)

第50条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定する主務大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律



第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下「埼玉県条例」という。）第143条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項  
に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、  
指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第58条（略）

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4（略）

（療養介護計画の作成等）

第59条（略）

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用

第164号第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下「埼玉県条例」という。）第143条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第  
3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、  
指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第58条（略）

2・3（略）

（療養介護計画の作成等）

第59条（略）

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い  
、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 (略)

8 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

9 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

10・11 (略)

12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第79条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者\_\_\_\_\_に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し\_\_\_\_\_、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第60条 (略)

(従業者の員数)

第79条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員の総数

は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア) ～(ウ) （略）

イ （略）

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ （略）

(3) （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 （略）

（利用者負担額等の受領）

第83条 （略）

2・3 （略）

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 （略）

（準用）

第94条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条及び第76条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第

は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する主務大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア) ～(ウ) （略）

イ （略）

ウ 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ （略）

(3) （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 （略）

（利用者負担額等の受領）

第83条 （略）

2・3 （略）

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第82条第4項の規定により主務大臣\_\_\_\_\_が定めるところによるものとする。

5・6 （略）

（準用）

第94条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条及び第76条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第

31条」とあるのは「第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第94条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

31条」とあるのは「第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条において読み替えて準用する次条第1項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第94条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第130条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第142条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援等基準条例第55条に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援等基準条例第84条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第130条の4及び第142条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。 )又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通い

所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第130条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第142条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援等基準条例第55条に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援等基準条例第84条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第130条の3及び第142条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。 )又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通い

サービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第130条の4及び第142条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては12人）までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(6) (略)

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第78条、第80条及び前節（第94条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第94条の5において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条の5において準用する第89条

サービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第130条の3及び第142条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては12人）までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(6) (略)

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第78条、第80条及び前節（第94条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第94条の5において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、\_\_\_\_\_「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条の5において準用する第89条

」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第94条の5」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第94条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第120条第4項の規定により子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第105条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第109条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第61条、第67条、第69条、第71条、第75条、第88条及び第91条から第93条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第94条の5」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第94条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第120条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第105条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第109条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第61条、第67条、第69条、第71条、第75条、第88条及び第91条から第93条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条及び前節(第108条及び第109条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第109条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス基準第127条第3項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者でなければならない。

4 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第119条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第120条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及

(準用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条及び前節(第108条及び第109条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第109条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス基準第127条第3項に規定する主務大臣が定める者でなければならない。

4 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第119条 (略)

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第120条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及



びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(準用)

第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第30条第4項、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第42条まで及び第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第121条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第121条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第124条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練

びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を\_\_\_\_\_交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(準用)

第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条\_\_\_\_\_、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第42条まで及び第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第121条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替える\_\_\_\_\_ものとする。

(従業者の員数)

第124条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_の数は、指定自立訓練(機能訓練

) 事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(利用者負担額等の受領)

第127条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(準用)

第130条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条及び第86条の2から第93条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条第10項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第130条に

) 事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(利用者負担額等の受領)

第127条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第159条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(準用)

第130条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条及び第86条の2から第93条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第130条に

において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号

中「第54条第1項」とあるのは「第130条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第130条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第130条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第130条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第130条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第131条第2号において同じ。）を指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第118条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3.3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所は、次に掲げる基準に適合する静養室及び医務室を設けなければならない。ただし、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第130条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第130条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第130条において準用する前条」と読み替えるものとする。

ア 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

イ 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

(3) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### 第130条の4 （略）

（準用）

第130条の5 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第80条、第86条の2から第93条まで、第123条及び前節（第130条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条の5において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第130条の5において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第130条の5において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条第10項

中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第130条の5において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号

中「第54条第1項」とあるのは「第130条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条の5において準用する第89条」と、同項第4号

#### 第130条の3 （略）

（準用）

第130条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第80条、第86条の2から第93条まで、第123条及び前節（第130条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条の4において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第130条の4において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第130条の4において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条 中「前条」とあるのは「第130条の4において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条の4において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条の4において準用する第89条」と、同項第4号

から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第130条の5」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第130条の5において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第130条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第6節 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第131条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第132条の2に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第210条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) (略)

(病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第132条の2 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等に

から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第130条の4」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第130条の4において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第130条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第6節 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第131条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第210条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等\_\_\_\_\_であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等\_\_\_\_\_を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室\_\_\_\_\_の面積を、指定通所介護等\_\_\_\_\_の利用者の数及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者\_\_\_\_\_の員数が、当該指定通所介護事業所等\_\_\_\_\_の利用者の数を指定通所介護等\_\_\_\_\_の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等\_\_\_\_\_として必要とされる数以上であること。
- (4) (略)

より自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(利用者負担額等の受領)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

(利用者負担額等の受領)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第170条第5項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第140条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第142条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第86条の2から第93条まで、第128条及び第129条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において読み替えて準用する次条第1項」と、

第140条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第142条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第86条の2から第93条まで、第128条及び第129条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において読み替えて準用する次条第1項」と、

同項及び第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第10項

中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第142条において読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第142条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第142条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第80条、第86条の2から第93条まで、第128条、第129条、第134条及び前節（第142条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142条の4において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第142条の4において準用する第139条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、同項及び第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第10項

中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第142条の4において読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第142条の4において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第142条の4において準用する前条」と、第141条第2項第1号及び第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第142条の4」と、同項第2号中「第138条第1項及び第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第138条第1項及び第2項」と

読み替える

「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条

中「前条」とあるのは「第142条において読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第142条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第142条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第80条、第86条の2から第93条まで、第128条、第129条、第134条及び前節（第142条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142条の4において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第142条の4において準用する第139条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、

「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第142条の4において読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第142条の4において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第142条の4において準用する前条」と、第141条第2項第1号中「次条」とあるのは「第142条の4」と、同項第2号中「第138条第1項及び第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第138条第1項及び第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第142条の4」と読み替える



ものとする。

(準用)

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条第10項  
中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号  
中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第156条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第156条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「

ものとする。

(準用)

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、\_\_\_\_\_  
「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第156条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第156条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「

支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条及び第128条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条第1項  
中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号  
中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、

支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（主務大臣が定める事項の評価等）

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する主務大臣が定める事項について、同条に規定する主務大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条及び第128条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第93条第1項中

「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条、第164条第6項及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条第1項  
中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号  
中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第175条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第174条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条\_\_\_\_\_及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、\_\_\_\_\_「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第175条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第165条第1項  
中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第127条（第1項を除く。）、第128条、第164条第6項、第165条から第167条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第179条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第178条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第179条の6 （略）

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第1項を除く。）、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第127条（第1項を除く。）、第128条\_\_\_\_\_、第165条から第167条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項」と、\_\_\_\_\_「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第179条」と、第93条第1項中\_\_\_\_\_「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第165条第1項\_\_\_\_\_中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第179条の6 （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第179条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(準用)

第179条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条及び第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、同項及び第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と  
読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる場合の        区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(イ) 又は(イ) に掲げる利用者

(実施主体)

第179条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(準用)

第179条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条及び第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

の数の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (略)

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3・4 (略)

第179条の17 削除

(定期的な訪問等による支援)

第179条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第179条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第179条の6、第179条の10及び第179条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の20において準用する第21条第2項」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、同項及び第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第10項 \_\_\_\_\_ 中「6月」とあるのは「3月」と、第179条の6第1項中「第179条の12」とあるのは「第179条の20」と、第179条の1

(実施主体)

第179条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第179条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより \_\_\_\_\_、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第179条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第179条の6、第179条の10及び第179条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の20において準用する第21条第2項」と、第58条第1項 \_\_\_\_\_ 中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画 \_\_\_\_\_」とあるのは「自立生活援助計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第179条の6中 \_\_\_\_\_ 「第179条の12」とあるのは「第179条の20」と、第179条の1

1第2項 \_\_\_\_\_ 中「次条」とあるのは「第179条の20」と、同項第1号中「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と \_\_\_\_\_  
読み替えるものとする。

#### 第14章 (略)

##### 第1節 (略)

第180条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第2節 (略)

(従業者の員数)

第181条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章並びに附則第23項及び第24項において「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

1第2項第1号中「次条」とあるのは「第179条の20」と、「就労定着支援計画 \_\_\_\_\_」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第179条の20」と読み替えるものとする。

#### 第14章 (略)

##### 第1節 (略)

第180条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う

\_\_\_\_\_ ものでなければならない。

##### 第2節 (略)

(従業者の員数)

第181条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章並びに附則第23項及び第24項において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数



エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で  
除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(入退居)

第184条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第187条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第188条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第188条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で  
除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(入退居)

第184条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を\_\_\_\_\_行  
わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第187条 (略)

2～4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第188条 (略)

の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第196条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（協力医療機関等）

第195条 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

（準用）

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条\_\_\_\_\_、第76条、第89条、第

（協力医療機関等）

第195条 （略）

2 （略）

（準用）

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第

91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

#### 第5節（略）

##### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第196条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「前条

の協力医療機関」とあるのは「第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

#### 第5節（略）

##### 第1款（略）

（この節の趣旨）

第196条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、 食事の介護その他の日常生活上の援助を

いう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第196条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 (略)

(従業者の員数)

第196条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

(地域との連携等)

(基本方針)

第196条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を

適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 (略)

(従業者の員数)

第196条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

(協議の場の設置等)

第196条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は  
\_\_\_\_\_、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項に規定する報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。  
(準用)

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条\_\_\_\_\_、第76条、第

第196条の10

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等  
\_\_\_\_\_を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する  
\_\_\_\_\_報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。  
(準用)

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第

89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条の11」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条第1項中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

第6節（略）

第1款（略）

（この節の趣旨）

第197条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共

89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条の11」と、第93条第1項中「前条

の協力医療機関」とあるのは「第196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

第6節（略）

第1款（略）

（この節の趣旨）

第197条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共

同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第207条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第199条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）という。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第198条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第207条において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第2項」と

同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第207条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助

（第199条第1項において「基本サービス」という。）

）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）という。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第198条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第207条において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第2項」と

と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条第1項中「運営 規程」とあるのは「第204条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第3項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条第1項中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

#### 第15章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第208条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所

及び

と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条第1項中「前条

の

協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条 中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

#### 第15章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第208条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第67条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び



指定放課後等デイサービス事業所（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第124条第6項及び第7項、第135条第6項、第147条第4項並びに第158条第4項（第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所\_\_\_\_\_及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第147条第1項第3号及び第5項並びに第158条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第210条 指定障害福祉サービス基準第219条に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定

指定放課後等デイサービス事業所（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第124条第6項及び第7項、第135条第6項、第147条第4項並びに第158条第4項（第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第147条第1項第3号及び第5項並びに第158条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する主務大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第210条 指定障害福祉サービス基準第219条に規定する主務大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定

基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下これらを「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第214条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第211条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

（管理者）

第212条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下これらを「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第214条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第211条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士 を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

（管理者）

第212条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に \_\_\_\_\_ 従事することができるものとする。



第214条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第214条第1項」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

第17章 (略)

(電磁的記録等)

第215条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第130条、第130条の5、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第14条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の5、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11、第207条並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第53条第1項、第103条第1項（第109条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

第214条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第214条第1項」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第214条第1項において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

第17章 (略)

(電磁的記録等)

第215条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第14条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11、第207条並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第53条第1項、第103条第1項（第109条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第79条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数

ア～ウ (略)

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3～19 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

20 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第196条又は第207条において読み替えて準用する第59条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第18項に定める期間内に附則第19項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

21・22 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

23 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望す

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、第1号の主務大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第79条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する主務大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数

ア～ウ (略)

(2) 前号の主務大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3～19 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

20 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第196条又は第207条において読み替えて準用する第59条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第18項に定める期間内に附則第19項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

21・22 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

23 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望す

る場合には、当該利用者については、令和9年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

24 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該利用者については、令和9年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

25 (略)

る場合には、当該利用者については、令和6年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

24 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該利用者については、令和6年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

25 (略)

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p><u>第8章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第145条の2）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第145条の3・第145条の4）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第145条の5）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第145条の6—第145条の9）</u></p> <p>第9章 就労移行支援</p> <p>第10章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)（略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則及び資格）</p> <p>第3条 <u>指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、<u>第7章、第8章及び第9章</u>から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）</u>は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 就労移行支援</p> <p>第10章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17)（略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則及び資格）</p> <p>第3条 <u>指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章</u> <u>から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）</u>は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない</p>

い。

2～5 (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3・4 (略)

## 第8章の2 就労選択支援

### 第1節 基本方針

第145条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第145条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とす

い。

2～5 (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は\_\_\_\_\_指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3・4 (略)



る。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第145条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第145条の5 第82条(第2項第6号及び第4項を除く。)の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第145条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第145条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、利用者についての就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理の実施をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、

当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

5 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。  
(関係機関との連絡調整等の実施)

第145条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第145条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条（第2項第1号を除く。）、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第145条の9において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第145条の9において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第145条の

9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第145条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第145条の9において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第155条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条、第128条及び第155条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条に

（準用）

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条及び第128条 \_\_\_\_\_の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条に

において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条、第155条の2、第164条第6項及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第175条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第164条第6項中「賃金及び

において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条\_\_\_\_\_、第164条第6項及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第175条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第164条第6項中「賃金及び

第3項」とあるのは「第174条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第127条(第1項を除く。)、第128条、第155条の2、第164条第6項、第165条から第167条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第179条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第178条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第3項」とあるのは「第174条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第127条(第1項を除く。)、第128条\_\_\_\_\_、第164条第6項、第165条から第167条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条第1項中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第179条」と、第93条第1項中「運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第178条第1項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

○ 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定障害者支援施設の一般原則及び設置者の資格）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>6・7 （略）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>（指定障害者支援施設の一般原則及び設置者の資格）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) 次の i から iii までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該 i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数

ii・iii （略）

(b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b （略）

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d （略）

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次の a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a・b （略）

イ （略）

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) 次の i から iii までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該 i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数

ii・iii （略）

(b) (a) i の主務大臣 \_\_\_\_\_ が定める者である利用者の数を10で除した数

b （略）

c 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d （略）

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるものをいう。以下同じ。） 次の a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a・b （略）

イ （略）

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と

して置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単

して置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号イ(1)に規定する主務大臣\_\_\_\_\_が定める者に対してのみその提供が行われる単



位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第6条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(利用者負担額等の受領)

第22条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア (略)

イ 指定障害者支援施設基準第19条第3項第3号ロの規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収さ

位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第6条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する主務大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(利用者負担額等の受領)

第22条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア (略)

イ 指定障害者支援施設基準第19条第3項第3号ロの規定により主務大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収さ

れ、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ～オ (略)

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、指定障害者支援施設基準第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第25条 (略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等(地域移

れ、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ～オ (略)

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、指定障害者支援施設基準第19条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第25条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い

\_\_\_\_\_、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者\_\_\_\_\_に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等\_\_\_\_\_

行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいう。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 (略)

8 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。

10・11 (略)

12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第27条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

\_\_\_\_\_を招集して行う会議をいう。)を開催し\_\_\_\_\_、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第27条 (略)

4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 指定障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第42条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る指定障害者支援施設基準第38条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金とし

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第42条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る指定障害者支援施設基準第38条の2に規定する主務大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金とし

て支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(協力医療機関等)

第50条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

第57条 削除

て支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(協力医療機関等)

第50条 (略)

2 (略)

(地域との連携等)

第57条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業_____、放課後等デイサービス（同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（職員の配置の基準） 第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<u>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）</u>の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（職員の配置の基準） 第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p>

(1) ～(4) (略)

(5) サービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ (略)

2～7 (略)

(療養介護の取扱方針)

第16条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定

(1) ～(4) (略)

(5) サービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項第5号に規定する主務大臣が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ (略)

2～7 (略)

(療養介護の取扱方針)

第16条 (略)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い

、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者\_\_\_\_\_に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し\_\_\_\_\_、前項に規定

する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 (略)

8 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

9 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

10・11 (略)

12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平

する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるところにより算定した障害支援区分の平



均値をいう。以下同じ。) に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア) ～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項  
中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

均値をいう。以下同じ。) に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア) ～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する第17条第1項」と、 \_\_\_\_\_  
「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事

業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条第10項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条第10項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第1項」と、\_\_\_\_\_「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条\_\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第1項」と、\_\_\_\_\_「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条\_\_\_\_\_中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援事業者が就労移行支援事業所  
に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条（第2項第6号及び第4項を除く。）、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条第10項  
中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第37条まで、第38条（第2項第6号及び第4項を除く。）、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条  
中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項 \_\_\_\_\_ 中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び

(主務大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条の3に規定する主務大臣が定める事項について、同条に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、 \_\_\_\_\_ 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、 \_\_\_\_\_

第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項

中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第9章 (略)

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業

又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第9章 (略)

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下これらを「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の員数等の特例)

第90条 (略)

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。

）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4～9 (略)

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の員数等の特例)

第90条 (略)

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する主務大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第1号の主務大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する主務大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。

）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の主務大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4～9 (略)

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）</u></p> <p><u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）</u></p> <p>第6章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。<u>以下同じ。</u>）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）</u></p> <p>第6章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から_____第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は_____指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を</p>



いう。)を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

10～12 (略)

## 第5章の2 就労選択支援

### (基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### (規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

### (職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員(障害福祉サービス基準第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事

いう。)を行う者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

10～12 (略)

する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、利用者についての就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理の実施をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

5 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調

整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条（第2項第6号及び第4項を除く。）、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第68条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条 \_\_\_\_\_ の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、

同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第68条の2、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条\_\_\_\_\_、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、同号及び第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

○ 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第66号）（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) 次の i から iii までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設定及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(i)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該 i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数

ii・iii （略）

(b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b （略）

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d （略）

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次の a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a・b （略）

イ （略）

ウ ア(i)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ 及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) 次の i から iii までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設定及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(i)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該 i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(i)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数

ii・iii （略）

(b) (a) i の主務大臣 \_\_\_\_\_ が定める者である利用者の数を10で除した数

b （略）

c 理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d （略）

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する主務大臣 \_\_\_\_\_ が定めるものをいう。以下同じ。） 次の a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a・b （略）

イ （略）

ウ ア(i)の理学療法士又は作業療法士 \_\_\_\_\_ を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と

して置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4) ～(6) (略)

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

して置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士\_\_\_\_\_を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4) ～(6) (略)

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する主務大臣\_\_\_\_\_が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2～4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

イ (略)

2～4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する主務大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、\_\_\_\_\_、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。



3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 (略)

8 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

10・11 (略)

12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びそ

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者\_\_\_\_\_に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等\_\_\_\_\_を招集して行う会議をいう。）を開催し\_\_\_\_\_、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

の家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

ない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る障害者支援施設基準第33条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

第44条 削除

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る障害者支援施設基準第33条の2に規定する主務大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

2 (略)

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

議案第 74号参考資料

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章～第8章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>通所給付決定保護者</u> <u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者</u> <u>法第21条の5の3第1項</u>に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。</p> <p>(3) ～(9) （略）</p> <p>(10) 法定代理受領 <u>法第21条の5の7第11項</u>（<u>法第21条の5の13第2項</u>の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は<u>法第21条の5の29第3項</u>の規定により通所給付決定保護者に</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第66条）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第69条）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）</u></p> <p>第4章～第8章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>通所給付決定保護者</u> <u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者等</u> <u>法第21条の5の3第1項</u>に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。</p> <p>(3) ～(9) （略）</p> <p>(10) 法定代理受領 <u>法第21条の5の7第11項</u>（<u>法第21条の5の13第2項</u>の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は<u>法第21条の5の29第3項</u>の規定により通所給付決定保護者に</p>

代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第123条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第146条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第157条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第171条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

(指定障害児通所支援事業者の一般原則及び資格)

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「

代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第123条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第146条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第157条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第171条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則及び資格)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「

障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者 は、当該指定障害児通所支援事業者 を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定障害児通所支援事業者 は、当該指定障害児通所支援事業者 を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

6 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

## 第2章 (略)

### 第1節 (略)

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

## 第2節 (略)

（従業者の員数）

第5条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第2項に規定する子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、

障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

6 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

## 第2章 (略)

### 第1節 (略)

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練

を行うものでなければならない。

## 第2節 (略)

（従業者の員数）

第5条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第2項に規定する内閣総理大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、

助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

3～9 (略)

第6条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2

助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

3～9 (略)

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)  
機能訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)  
医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2

号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号ア\_\_\_\_\_及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項\_\_\_\_\_に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備)

第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、発達支援室、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の\_\_\_\_\_事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備)

第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。



2 前項に規定する発達支援室は、障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む\_\_\_\_\_。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室

ア・イ (略)

(2) (略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 (略)

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援セン

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む\_\_\_\_\_。）並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア・イ (略)

(2) (略)

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は\_\_\_\_\_、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 (略)

(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所\_\_\_\_\_

ターであるものを除く。)にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に規定する額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準第23条第4項の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

\_\_\_\_\_にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準第23条第4項の規定により内閣総理大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価（次項において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（次項において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネット

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給 \_\_\_\_\_ を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額 \_\_\_\_\_ を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価 \_\_\_\_\_ を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価 \_\_\_\_\_ を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容を \_\_\_\_\_ インターネット

の利用その他の方法により公表しなければならない。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

の利用その他の方法により公表しなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第27条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、

\_\_\_\_\_ 障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、

\_\_\_\_\_ 指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6・7 (略)

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。

9～11 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、その障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6・7 (略)

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に交付しなければならない。

9～11 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、その障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、

障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第60条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### 第3章 削除

第66条から第76条まで 削除

障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第60条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

### 第3章 医療型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第66条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第67条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第68条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第69条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の不自由な者の利用に適した設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。



(通所利用者負担額の受領)

第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準第60条第4項の規定により内閣総理大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童

発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第76条 第12条から第22条まで、第24条、第26条（第4項及び第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第74条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第71条第1項から第3項まで」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

第4章 (略)

第1節 (略)

第77条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第4章 (略)

第1節 (略)

第77条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第80条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第90条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

第80条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児1人当たりの床面積を2.47平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第90条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第6項及び第7項を除く。)、第26条の2、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第48条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項を除く。)、第26条の3 から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで 及び第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第101条において準用する第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第101条において準用する第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第101条において準用する第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が当該障害児に対して指定

(準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条 から第54条まで及び第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替える

ものとする。

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条及び第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第101条において準用する第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第101条において準用する第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第101条において準用する第94条第2項」と、第26条第1項及び第27条 中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項

保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第48条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

## 第7章（略）

（従業者の員数に関する特例）

第102条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第5項及び第9項、第6条（第4項及び第5項を除く。）、第78条第1項から第3項まで及び第5項、第90条第1項並びに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号、同条第3項及び第5項並びに第6条第1項第2号ア、第6項及び第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第2項及び第9項並びに第6条第1項から第3項まで及び第7項から第9項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号並びに同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第90条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

## 第7章（略）

（従業者の員数に関する特例）

第102条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第5項及び第9項、第6条（第3項及び第6項を除く。）、第67条、第78条第1項から第3項まで及び第5項、第90条第1項並びに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第9項及び第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第9項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第104条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条\_\_\_\_\_及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条\_\_\_\_\_及び第81条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は\_\_\_\_\_指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業\_\_\_\_\_又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条\_\_\_\_\_及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第11条\_\_\_\_\_及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて

及び同条第2項から第4項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第90条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第104条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、第70条及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、第70条及び第81条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、第70条及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第11条、第70条及び第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて

5人以上とすることができる。

## 第8章 (略)

(電磁的記録等)

第105条 指定障害児通所支援事業者 及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項及び第17条（これらの規定を第58条、第62条\_\_\_\_\_、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者 及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

5人以上とすることができる。

## 第8章 (略)

(電磁的記録等)

第105条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項及び第17条（これらの規定を第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。



議案第 75号参考資料

川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 170円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49, 950円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50, 310円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61, 980円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72, 920円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80, 210円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（_____）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">租税</p> <p>特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34, 020円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49, 620円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53, 160円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60, 250円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70, 890円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77, 970円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（<u>当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100, 000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別</u></p>

控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 94,790円

ア 合計所得金額が2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 109,380円

ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 123,960円

ア 合計所得金額が4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 138,540円

ア 合計所得金額が5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 153,130円

ア 合計所得金額が6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 167,710円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 175,000円

ア 合計所得金額が8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号

控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,610円

ア 合計所得金額が1,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,240円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 106,330円

ア 合計所得金額が2,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 113,420円

ア 合計所得金額が3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 120,510円

ア 合計所得金額が3,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 127,600円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 134,690円

ア 合計所得金額が4,500,000円未満である者であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しない者

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 189,590円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 196,880円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者 204,170円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 218,760円

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イの老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに該当する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

のいずれにも該当しない者

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 141,780円

ア 合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 148,860円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者 155,950円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 163,040円

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イの老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに該当する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 当分の間、第4条第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行い、当該第1号被保険者の各年度における保険料率については、同号の規定にかかわらず、20,780円とする。

2 前項の規定は、第4条第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「20,780円」とあるのは、「35,360円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第4条第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「20,780円」とあるのは、「49,950円」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 当分の間、第4条第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行い、当該第1号被保険者の各年度における保険料率については、同号の規定にかかわらず、19,840円とする。

2 前項の規定は、第4条第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「19,840円」とあるのは、「31,900円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第4条第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「19,840円」とあるのは、「49,620円」と読み替えるものとする。

議案第 76号参考資料

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則及び事業者の資格）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病床を有する診療所により行われる<u>法第8条第23項第1号に規定するサービス</u></p> <hr/> <p>に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する者（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）</u>第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2) ～(4) （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則及び事業者の資格）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病床を有する診療所により行われる<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）</u>第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する者（<u>施行規則</u></p> <hr/> <p>第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2) ～(4) （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～(10) (略)

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ～(10) (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(10)・(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、\_\_\_\_\_重要事項を

する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項\_\_\_\_\_を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を

記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6)～(8) (略)

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5～7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該

記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5～7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該



管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該\_\_\_\_\_他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) ～(9) (略)

（運営規程）

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程\_\_\_\_\_を定めておかなければならない。

(1) ～(9) (略)

（記録の整備）

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の

管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) ～(7) (略)

（運営規程）

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) ～(9) (略)

（記録の整備）

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の

提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項及び第3項、第34条第1項並びに第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は \_\_\_\_\_ 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項 \_\_\_\_\_、  
第19条、第32条の2第2項、第33条第1項及び第3項、第34条第1項並びに第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) ・(8) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・(2) (略)

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) ～(7) (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

(1) ～(4) (略)

(5) ・(6) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・(2) (略)

(3) ～(6) (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える ものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と

、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号、第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第7号中「第59条の17第3項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第3項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専ら

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項

及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号

中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第3項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第3項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専ら

その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)～(8) (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項及び第4

その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項\_\_\_\_\_及び第4

0条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と

、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第4項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1

0条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第4項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは



2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(7) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項

、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項

及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)



第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設     又は 介護医療院	(略)
2	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この表において同じ。）</u> 又は介護医療院	(略)
2	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事

業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適

業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の1の項の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 前号アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(9) ・(10) (略)

(利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、指定小規模多機能型居宅介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項

、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス

(7) ・(8) (略)

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項

中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス

及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、\_\_\_\_\_当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との

及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 （略）

（準用）

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第5項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項

\_\_\_\_\_、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」

2・3 （略）

（準用）

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第5項まで、第99条、第102条及び第104条\_\_\_\_\_の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項

\_\_\_\_\_中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」

と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8～10 (略)



2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第5項まで、第99条、第102条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に

2 (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第5項まで、第99条及び第102条 \_\_\_\_\_ の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項



規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第3節 (略)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)  
) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第3節 (略)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法\_\_\_\_\_第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。



第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第5項まで、第102条及び第106条の2

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第5項まで及び第102条

の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程  
」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第5項まで、第102条、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第

の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、」  
」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第5項まで、第102条」、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、」

1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第4項」とあるのは「第189条において準用する第175条第4項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第4項」とあるのは「第189条において準用する前条第4項」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

## 第9章 (略)

### 第1節 (略)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するもの \_\_\_\_\_ に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

### 第2節 (略)

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

\_\_\_\_\_ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第4項」とあるのは「第189条において準用する第175条第4項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号 \_\_\_\_\_ 中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第4項」とあるのは「第189条において準用する前条第4項」と、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

## 第9章 (略)

### 第1節 (略)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

### 第2節 (略)

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うこと。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

\_\_\_\_\_妥当適切に行うこと。

(2)～(6) (略)

め、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 前号アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(9) ～(13) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条第1項中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条

(7) ～(11) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条第1項中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条

中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表の併設施設等の欄」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表の併設施設等の欄」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。))、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)





ービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び\_\_\_\_\_他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第3節 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

ービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第3節 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)



体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設     又は 介護医療院	(略)
2	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設  、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	(略)

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この表において同じ。）</u> 又は介護医療院	(略)
2	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に併設施設等の欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> 、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	(略)

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	
--	---	--

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	
--	---	--

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の1の項の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第79号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（同条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(利用者の安全並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する

運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程

\_\_\_\_\_」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、\_\_\_\_\_当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第2

第83条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第2



6条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）から第39条（第6項を除く。）まで、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条、第28条の2第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 （略）

6条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）から第39条（第6項を除く。）まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条、第28条の2第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

- 川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第27号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所_____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所以外の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることが</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者_____は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所_____ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する_____管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所以外の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>

できる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 第3章（略）

（内容及び手続の説明及び同意）

### 第7条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)（略）

### 第3章（略）

（内容及び手続の説明及び同意）

### 第7条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)（略）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 （略）

（利用料等の受領）

第13条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について\_\_\_\_\_  
利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章（第33条第29号を除く。）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 （略）

（利用料等の受領）

第13条 （略）

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の  
利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 指定介護予防支援事業者\_\_\_\_\_は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章\_\_\_\_\_の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、\_\_\_\_\_重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  
ア～ウ (略)

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項\_\_\_\_\_を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  
ア～ウ (略)

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2) の 3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回\_\_\_\_\_、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2の期間に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があった

(1)・(2) (略)

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(17)～(28) （略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、市町村長（特別区にあつては、区長）から法第115条の30の2第1項の規定により情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（準用）

第35条 第3条、第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 （略）

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、

イ 利用者の居宅を訪問しない月 \_\_\_\_\_ においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

(17)～(28) （略）

（準用）

第35条 第3条、第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条 \_\_\_\_\_ 中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 （略）

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)



○ 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第60号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12（略）</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第25条 <u>養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12（略）</p> <p>（協力病院等）</p> <p>第25条 <u>養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 （略）

2 （略）



することができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合には、当該入所者を再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 （略）

（入所者の安全並びにサービスの質の確保及び職員への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、

2 （略）

当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びにサービスの質の確保及び職員への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第40条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第42条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から前条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、第31条から第31条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号

(勤務体制の確保等)

第40条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第42条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から前条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、第31条及び第31条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号

中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第48条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から前条まで、次条から第29条まで、第31条から第31条の3まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から第31条の3まで、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第52条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から前条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から第31条の3まで、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第48条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から前条まで、次条から第29条まで、第31条及び第31条の2」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第52条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から前条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

○ 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第62号）（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員配置の基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13（略）</p> <p>（入所申込者等に対する説明等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第40条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>4～7（略）</p>	<p>（職員配置の基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13（略）</p> <p>（入所申込者等に対する説明等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4～7（略）</p>

(協力医療機関等)

第27条 (略)

2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(掲示)

第28条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を

(協力医療機関等)

第27条 (略)

2 (略)

(掲示)

第28条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項\_\_\_\_\_を



掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、\_\_\_\_\_重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(この章の趣旨)

第34条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第2号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、市長が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(職員配置の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4～7 (略)

(準用)

第39条 第3条から第9条まで及び第12条から第33条の2までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第17条第4項」とあるのは「第39条において準用する第17条第4項」と、同項第4号及び第23条第1項第2号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、第9条第2項第5号及び第23条第1項第3号中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条

掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(この章の趣旨)

第34条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、市長が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(職員配置の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4～7 (略)

(準用)

第39条 第3条から第9条まで及び第12条から第33条の2までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第17条第4項」とあるのは「第39条において準用する第17条第4項」と、同項第4号\_\_\_\_\_中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第5号\_\_\_\_\_中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条

まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第38条並びに第39条において準用する第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条の2まで」と

読み替えるものとする。

#### 第4章 (略)

(電磁的記録等)

第40条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成\_\_\_\_、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第38条並びに第39条において準用する第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条の2まで」と、第23条第1項第2号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第3号中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 (略)

(電磁的記録等)

第40条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

○ 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第79号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管理者）</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第259条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 （略）</p>

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(準用)

第41条の3 第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第41条の3において準用する第29条」と、第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第19条第2項」と、同項第3号中「第23条第4号」とあるのは「第41条の3において準用する第23

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第41条の3 第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第41条の3において準用する第29条」と、第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第19条第2項」と、同項第3号中

条第4号」と、同項第4号中「第26条」とあるのは「第41条の3において準用する第26条」と、同項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第37条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第46条 第3条(第6項を除く。)、第1節及び第4節(第15条、第20条第1項、第25条、第30条並びに第37条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第46条において準用する第29条」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第23条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条において準用する次条第1項」と、第24条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第42条第2項」と、「第28条」とあるのは「第46条において準用する第28条」と、第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第46条において準用する第19条第2項」と、同項第3号中「第23条第4号」とあるのは「第46条において準用する第23条第4号」と、同項第4号中「第26条」とあるのは「第46条において準用する第26条」と、同項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第46条において準用する第37条第2項」と、同項第6号中「第3

\_\_\_\_\_「第26条」とあるのは「第41条の3において準用する第26条」と、同項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第37条第2項」と、同項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第41条の3において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第46条 第3条(第6項を除く。)、第1節及び第4節(第15条、第20条第1項、第25条、第30条並びに第37条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第46条において準用する第29条」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第23条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条において準用する次条第1項」と、第24条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第42条第2項」と、「第28条」とあるのは「第46条において準用する第28条」と、第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第46条において準用する第19条第2項」と、同項第3号中\_\_\_\_\_「第26条」とあるのは「第46条において準用する第26条」と、同項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第46条において準用する第37条第2項」と、同項第5号中「第3

9条第2項」とあるのは「第46条において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第57条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3)～(5) (略)

(準用)

9条第2項」とあるのは「第46条において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第57条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(準用)

第58条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2から第35条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第62条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2から第35条まで、第36条、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第47条及び前節(第51条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第62条において準用する第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは

第58条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2から第35条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替える

\_\_\_\_\_ものとする。

(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第62条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2から第35条まで、第36条、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第47条及び前節(第51条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第62条において準用する第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、\_\_\_\_\_

「第62条において準用する第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第51条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第57条第2項第1号及び第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第62条」と、同項第2号中「第53条第4号」とあるのは「第62条において準用する第53条第4号」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第35条まで、第36条から第40条まで及び第55条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条及び第68条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第97条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条及

第51条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第57条第2項 \_\_\_\_\_ 中「次条」とあるのは「第62条」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

(準用)

第78条 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第35条まで、第36条から第40条まで及び第55条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条及び第68条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

(準用)

第97条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条及



び第68条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第90条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第95条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第95条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(管理者)

第100条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第104条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

び第68条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第90条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第95条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と\_\_\_\_\_

読み替えるものとする。

(管理者)

第100条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第104条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(準用)

第113条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条及び第55条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第106条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第113条の3 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条、第55条、第98条、第100条、第101条第4項から第8項まで及び前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第113条の3において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第113条の3において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合において、指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第4項」と、同条第7項中「第3項ただし書の場合において、指定通所介護事業者(当該指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者(当該共生型

(3)～(5) (略)

(準用)

第113条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条及び第55条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第106条に規定する重要事項に関する規程」と

読み替えるものとする。

(準用)

第113条の3 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条、第55条、第98条、第100条、第101条第4項から第8項まで及び前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第113条の3において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第113条の3において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合において、指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第4項」と、同条第7項中「第3項ただし書の場合において、指定通所介護事業者(当該指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者(当該共生型

通所介護事業者」と、「第1項に規定する設備又は同項に規定する設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備又は当該設備」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する前項」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第4項中「第101条第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第101条第4項」と、第112条第2項第2号、第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第113条の3」と、同項第3号中「第104条第4号」とあるのは「第113条の3において準用する第104条第4号」と、同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第113条の3において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第115条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は                                  
                                他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第117条 第3条（第6項を除く。）、第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第39条の2、第40条、第55条、第98条及び第4節（第102条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第114条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるの

通所介護事業者」と、「第1項に規定する設備又は同項に規定する設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備又は当該設備」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する前項」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第4項中「第101条第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第101条第4項」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第113条の3」と、同項第5号

(管理者)

第115条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第117条 第3条（第6項を除く。）、第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第39条の2、第40条、第55条、第98条及び第4節（第102条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第114条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるの

は「基準該当通所介護」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条\_\_\_\_中「次条第1項」とあるのは「第117条において準用する次条第1項」と、第112条第2項第2号、第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第117条」と、同項第3号中「第104条第4号」とあるのは「第117条において準用する第104条第4号」と、同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第117条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第128条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第68条、第102条及び第107条から第109条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

は「基準該当通所介護」と、第102条第2項

\_\_\_\_中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第1項中「次条第1項」とあるのは「第117条において準用する次条第1項」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第117条」と、同項第5号

\_\_\_\_中「前条第2項」とあるのは「第117条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第128条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第68条、第102条及び第107条から第109条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と\_\_\_\_、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等  
\_\_\_\_\_を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

8 (略)

(利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第149条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、指定短期入所生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第151条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第

第137条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

6 (略)

(準用)

第151条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第

38条（第2項を除く。）から第40条まで、第55条、第107条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第157条（略）

2～7（略）

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

10（略）

（勤務体制の確保等）

第162条（略）

2～4（略）

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6（略）

（準用）

38条（第2項を除く。）から第40条まで、第55条、第107条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項

及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第157条（略）

2～7（略）

8（略）

（勤務体制の確保等）

第162条（略）

2～4（略）

5（略）

（準用）

第164条 第134条、第135条、第138条、第141条から第143条まで、第145条、第148条から第150条まで及び第151条（第107条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第161条」と、第150条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条において準用する次条」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第157条第7項」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

（準用）

第164条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条（第2項を除く。）から第40条まで、第55条、第107条、第110条、第129条、第131条及び第4節（第151条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第164条の3において準用する第146条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び \_\_\_\_\_ 第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第164条の3において準用する第146条」と、同項、第137条第3項及び第6項、第138条第1項並びに第145条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条の3」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第164条の3において準用する第137条第5項」と \_\_\_\_\_ 読み替えるものとする。

第164条 第134条、第135条、第138条、第141条から第143条まで、第145条、第148条から第150条まで及び第151条（第107条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第161条」と、第150条第2項第2号 \_\_\_\_\_ 中「次条」とあるのは「第164条において準用する次条」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第157条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条において準用する次条」と読み替えるものとする。

（準用）

第164条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条（第2項を除く。）から第40条まで、第55条、第107条、第110条、第129条、第131条及び第4節（第151条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第164条の3において準用する第146条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第164条の3において準用する第146条」と、同項、第137条第3項、第138条第1項及び \_\_\_\_\_ 第145条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第2項第2号 \_\_\_\_\_ 中「次条」とあるのは「第164条の3」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第164条の3において準用する第137条第5項」と、同項第4号から第6号の規定中「次条」とあるのは「第164条の3」と読み替えるものとする。

のとする。

(管理者)

第167条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第171条 第3条(第6項を除く。)、第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条、第110条、第129条及び第4節(第136条第1項及び第151条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において準用する第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第134条中「第146条」とあるのは「第171条において準用する第146条」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第142条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第147条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第150条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、同項第3号

のとする。

(管理者)

第167条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第171条 第3条(第6項を除く。)、第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条、第110条、第129条及び第4節(第136条第1項及び第151条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項  
及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第134条中「第146条」とあるのは「第171条において準用する第146条」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第142条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第147条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第150条第2項第2号  
中「次条」とあるのは「第171条」と、同項第3号





又はその端数を増すごとに1以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していることとする。

(4) (略)

2 (略)

第3節 (略)

第174条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条第4項及び第198条第2号 \_\_\_\_\_において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第4節 (略)

又はその端数を増すごとに1以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していることとする。

(5) (略)

2 (略)

第3節 (略)

第174条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第83号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条第1項第5号及び第198条第3号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第4節 (略)

(対象者)

第175条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室

\_\_\_\_\_において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第177条 (略)

2～5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

8 (略)

(定員の遵守)

第185条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(対象者)

第175条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第177条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(定員の遵守)

第185条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所

である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る  
病床数及び療養病床に係る  
病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ・(4) (略)

(準用)

第187条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第37条、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条、第126条、第134条、第135条第2項及び第148条から第149条の2までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第126条第2項中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第184条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ・(4) (略)

(準用)

第187条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第37条、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条、第126条、第134条、第135条第2項、第148条及び第149条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第126条第2項中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第184条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあ

っては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。た

だし、a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとすること。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第156条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第156条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定する設備 \_\_\_\_\_ に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。



(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第192条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

10 (略)

(勤務体制の確保等)

第197条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第198条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第192条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第197条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(定員の遵守)

第198条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第199条 第175条、第178条から第180条まで、第186条及び第187条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第186条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する次条」と、同項第3号中「第177条第5項」とあるのは「第192条第7項」と、第187条中「第184条」とあるのは「第196条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第201条 (略)  
2～8 (略)

9 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第219条において準用する第149条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び指定特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

(準用)

第199条 第175条、第178条から第180条まで、第186条及び第187条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第186条第2項第2号 中「次条」とあるのは「第199条において準用する次条」と、同項第3号中「第177条第5項」とあるのは「第192条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する次条」と、第187条中「第184条」とあるのは「第196条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第201条 (略)  
2～8 (略)

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るため、特定施設従業者の間で適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図る取組による指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第202条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第208条 (略)

2 (略)

3 \_\_\_\_\_特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4・5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者その他の従業者に周知徹底

(管理者)

第202条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第208条 (略)

2 (略)

3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4・5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員\_\_\_\_\_その他の従業者に周知徹底

を図ること。

(2) (略)

(3) 特定施設従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7・8 (略)

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第216条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

を図ること。

(2) (略)

(3) 介護職員 その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7・8 (略)

(協力医療機関等)

第216条 (略)

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(準用)

第219条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第141条、第148条及び第149条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第223条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第230条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、

2 (略)

(準用)

第219条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第141条及び第148条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第223条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第230条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、

第55条、第110条、第148条、第205条から第209条まで、第212条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第227条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項及び第2項並びに第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項及び第215条（第4項を除く。）中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第208条第3項及び第6項中「特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第209条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第233条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第237条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) 福祉用具であって法第8条第13項に規定する特定福祉用具に該当するもの  
(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択す

第55条、第110条、第148条、第205条から第209条まで、第212条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中\_\_\_\_\_「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項及び第2項並びに第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項及び第215条（第4項を除く。）中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と\_\_\_\_\_、第209条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第233条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第237条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

ることができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（同条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)～(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(8)・(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第238条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第256条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。この場合において、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ

(2)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第238条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第256条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の

\_\_\_\_\_、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

## 8 (略)

(記録の整備)

### 第244条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第237条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(7) (略)

(準用)

第245条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第239条」と、同項、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

## 6 (略)

(記録の整備)

### 第244条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

(準用)

第245条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第239条」と、\_\_\_\_\_「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)



第247条 第3条（第6項を除く。）、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第231条、第233条、第234条並びに前節（第235条第1項及び第245条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第247条において準用する第239条」と、同項、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と

、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第234条第1項中「第242条第3項」とあるのは「第247条において準用する第242条第3項」と、第235条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第237条第1号中「次条第1項」とあるのは「第247条において準用する次条第1項」と、第244条第2項第2号中「第242条第4項」とあるのは「第247条において準用する第242条第4項」と、同項第3号中「第237条第7号」とあるのは「第247条において準用する第237条第7号」と、同項第4号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第247条」と読み替えるものとする。

第247条 第3条（第6項を除く。）、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第231条、第233条、第234条並びに前節（第235条第1項及び第245条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第247条において準用する第239条」と、

「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第234条第1項中「第242条第3項」とあるのは「第247条において準用する第242条第3項」と、第235条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第237条第1号中「次条第1項」とあるのは「第247条において準用する次条第1項」と、第244条第2項第2号中「第242条第4項」とあるのは「第247条において準用する第242条第4項」と、同項第3号から第6号

までの規定中「次条」とあるのは「第247条」と読み替えるものとする。

(管理者)

第250条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(3) ・(4) (略)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(8) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第256条 (略)

(管理者)

第250条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによる。

(1) (略)

(2) ・(3) (略)

(4) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第256条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第257条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(準用)

第258条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条の2、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第258条において準用する第239条」と、同項、第31条の2第2項、第32条第3項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条及び第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と

、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第23

2～4 (略)

(記録の整備)

第257条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第258条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条の2、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第258条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第23

6条第2項、第240条第1項、第241条及び第243条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第236条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号及び第243条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と

読み替えるものとする。

#### 第14章 (略)

(電磁的記録等)

第259条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(第164条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第187条(第199条において準用する場合を含む。))、第219条、第230条、第245条、第247条及び前条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行

うことができる。

2 (略)

附 則

1～9 (略)

10 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指

6条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第1項、第241条及び第243条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

#### 第14章 (略)

(電磁的記録等)

第259条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(第164条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第187条(第199条において準用する場合を含む。))、第219条、第230条、第245条、第247条及び前条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

1～9 (略)

10 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指

定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(2) (略)

1 1 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

1 2 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

1 3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

1 4 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1)・(2) (略)

定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(2) (略)

1 1 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

1 2 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

1 3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

1 4 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1)・(2) (略)

15 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

16 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

17～25 (略)

15 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

16 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第174条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

17～25 (略)

○ 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（掲示）</p> <p>第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定訪問介護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（指定訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第71条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p>	<p>（掲示）</p> <p>第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（指定訪問看護の具体的取扱方針）</p> <p>第71条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) ～(7) (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) ～(8) (略)

(従業者の員数)

第80条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)  
第2条第1項第1号又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)  
第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第59条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第58条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ

(3) ～(5) (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) ～(7) (略)

(従業者の員数)

第80条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第59条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第58条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ



れている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第59条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)～(8) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第123条第1項から第5項までに規定する運

れている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第59条第1項に規定する人員 に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第123条第1項から第4項までに規定する運

営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(5) ～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) ・(6) (略)

(記録の整備)

第96条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) ～(5) (略)

(従業者の員数)

第119条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条第1項第1号又は介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) ～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) ・(4) (略)

(記録の整備)

第96条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) ～(4) (略)

(従業者の員数)

第119条 (略)

2・3 (略)

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第122条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第123条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第122条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第123条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条



条において準用する第239条」と、同項、第31条の2第2項、第32条第3項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条及び第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第236条第2項、第240条第1項、第241条及び第243条第4項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第236条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号及び第243条第4項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

条において準用する第239条」と、同項、第31条の2第2項、第32条第3項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条及び第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第236条第2項、第240条第1項、第241条及び第243条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第236条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号及び第243条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

○ 川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第80号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本方針）            第3条 （略）            2・3 （略）            4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。            5～7 （略）</p> <p>（従業者の員数）            第5条 （略）            2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。）が4.4又はその端数を増すごとに</p>	<p>（基本方針）            第3条 （略）            2・3 （略）            4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター____、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。            5～7 （略）</p> <p>（従業者の員数）            第5条 （略）            2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が3.5            _____            _____            _____            _____            _____            _____又はその端数を増すごとに</p>

1 とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が\_\_\_\_\_他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること\_\_\_\_\_

1 とする。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ\_\_\_\_\_、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものの



等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び同日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものの回数が占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 （略）

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 （略）

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を

回数が占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 （略）

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を

提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(2) の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(3) ～(13) (略)

(13) の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくとも1月に1回 \_\_\_\_\_、利用者面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合であって、少なくとも

提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) ～(13) (略)

(13) の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

2月に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(27) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

イ (略)

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(27) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

\_\_\_\_\_により行うことができる。

2 (略)

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6（略）</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、<u>当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師 _____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>

1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第 2 5 条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、\_\_\_\_\_他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第 3 3 条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

2 指定介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

(管理者による管理)

第 2 5 条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第 3 3 条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(揭示)

第34条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

（入所者の安全並びに指定介護福祉施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、指定介護福祉施設サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに指定介護福祉施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

2 (略)

(揭示)

第34条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_により行うことができる。

2 (略)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）\_\_\_\_\_により行うことができる。

2 (略)



○ 川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第82号）（第11条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従業者の員数）            第4条 （略）            2～5 （略）            6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。            (1)・(2) （略）  <u>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</u>              7 （略）              （内容及び手続の説明及び同意）            第7条 （略）            2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、</p>	<p>（従業者の員数）            第4条 （略）            2～5 （略）            6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。            (1)・(2) （略）  <u>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</u>  <u>）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u>            7 （略）              （内容及び手続の説明及び同意）            第7条 （略）            2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、</p>

前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。

前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

  をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院  その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。

）又はサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条（略）

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) ・(4)（略）

3（略）

（協力医療機関等）

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

）又はサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条（略）

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) ・(4)（略）

3（略）

（協力病院）

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 （略）

（掲示）

第35条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、\_\_\_\_\_重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

（入所者の安全並びに介護保健施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護保健施設サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護保健施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 （略）

（掲示）

第35条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院\_\_\_\_\_、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項\_\_\_\_\_を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_により行うことができる。

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

- 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年条例第84号）（第12条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第232条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____ _____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 （略）</p>

(記録の整備)

第36条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第38条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) ～(5) (略)

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第38条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) ～(7) (略)

(管理者)

第40条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第36条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) ～(4) (略)

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第38条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) ～(5) (略)

(管理者)

第40条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第42条 第3条(第6項を除く。)、第1節、第4節(第15条、第20条第1項並びに第32条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者」と、第8条第1項及び第28条第1項中「第25条」とあるのは「第42条において準用する第25条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第36条第2項第1号中「第19条第2項」とあるのは「第42条において準用する第19条第2項」と、同項第2号中「第38条第4号」とあるのは「第42条において準用する第38条第4号」と、同項第3号中「第22条」とあるのは「第42条において準用する第22条」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第42条において準用する第32条第2項」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「第42条において準用する第34条第2項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第90条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員及び

(準用)

第42条 第3条(第6項を除く。)、第1節、第4節(第15条、第20条第1項並びに第32条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において

\_\_\_\_\_、第8条第1項及び第28条第1項中「第25条」とあるのは「第42条において準用する第25条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と

\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第90条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条 \_\_\_\_\_に規定する担当職員\_\_\_\_\_



同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第216条第4号及び第230条第3号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(1) の2～(14) (略)

(管理者)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は \_\_\_\_\_ 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第101条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 \_\_\_\_\_ を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

\_\_\_\_\_、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう \_\_\_\_\_。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(1) の2～(14) (略)

(管理者)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第101条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(定員の遵守)

第104条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(利用者の安全並びに指定介護予防短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、指定介護予防短期入所生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに指定介護予防短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第33条(第2項を除く。)まで、第34条から第35条まで及び第83条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第103条」と

(定員の遵守)

第104条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条 \_\_\_\_\_ に規定する担当職員 \_\_\_\_\_ が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第33条(第2項を除く。)まで、第34条から第35条まで及び第83条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第26条の2第2項 \_\_\_\_\_ 及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第103条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護

\_\_\_\_\_、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第126条 第98条、第99条、第101条、第102条、第105条から第108条まで及び第109条（第83条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第123条」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第126条において準用する次条」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第126条において準用する第101条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第33条（第2項を除く。）まで、第34条から第35条まで、第83条、第93条、第95条、第4節（第109条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第26条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、

予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第126条 第98条、第99条、第101条、第102条、第105条から第108条まで及び第109条（第83条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第123条」と、第108条第2項第2号

\_\_\_\_\_及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第126条において準用する次条」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第126条において準用する第101条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第33条（第2項を除く。）まで、第34条から第35条まで、第83条、第93条、第95条、第4節（第109条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第26条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、

第28条第1項中「第25条」とあるのは「第103条」と、同項及び

第3

4条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項、第102条及び第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条の3において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第131条の3」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第131条の3において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第131条の3において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第131条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

(管理者)

第134条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第138条 第3条（第6項を除く。）、第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第31条まで、第32条（第5項及び第6項を除く。）、第33条（第2項を除く。）から第35条まで、第83条、第93条、第4節（第100条第1項及び第109条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定介護予

第28条第1項中「第25条」とあるのは「第103条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第3

4条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項、第102条及び第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条の3において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第131条の3」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第131条の3において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第131条の3において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第131条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

(管理者)

第134条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第138条 第3条（第6項を除く。）、第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第31条まで、第32条（第5項及び第6項を除く。）、第33条（第2項を除く。）から第35条まで、第83条、第93条、第4節（第100条第1項及び第109条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定介護予

防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と

、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、第100条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第138条において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第138条」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第138条において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第138条において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第26条の2第2項

及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、第100条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第138条において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第138条」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第138条において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第138条において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所\_\_\_\_\_である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者\_\_\_\_\_の数が3又はその端数を増すごとに1以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していることとする。

(4) (略)

2 (略)

### 第3節 (略)

第141条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していることとする。

(5) (略)

2 (略)

### 第3節 (略)

第141条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川口市指定介護療養型医

(2) 療養病床を有する病院又は診療所

である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第158条第4項及び第162条第2号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第4節 (略)

(対象者)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室

にお

いて指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第83号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第158条第1項第5号及び第162条第3号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第4節 (略)

(対象者)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第144条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(定員の遵守)

第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所  
\_\_\_\_\_である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る  
\_\_\_\_\_病床数及び療養病床に係る  
\_\_\_\_\_病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ・(4) (略)

(準用)

第148条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条、第29条、第31条から第33条(第2項を除く。)まで、第34条から第35条まで、第83条、第86条、第98条、第99条第2項、第105条、第107条及び第107条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、

(身体的拘束等の禁止)

第144条 (略)

2 (略)

(定員の遵守)

第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ・(4) (略)

(準用)

第148条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条、第29条、第31条から第33条(第2項を除く。)まで、第34条から第35条まで、第83条、第86条、第98条、第99条第2項、第105条及び第107条\_\_\_\_\_の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、



第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第145条」と\_\_\_\_\_、第83条第3項及び第4項並びに第86条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第158条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第26条の2第2項\_\_\_\_\_及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第145条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第83条第3項及び第4項並びに第86条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介

護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとすること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすること

ができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対

する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第188条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第161条（略）

2～4（略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6（略）

（定員の遵守）

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第188条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する設備 \_\_\_\_\_ に関する基準を満たすことをもって、前項 \_\_\_\_\_ に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第161条（略）

2～4（略）

5（略）

（定員の遵守）

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入

所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) (略)

(準用)

第163条 第142条、第144条、第147条及び第148条(第83条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第147条第1項第1号中「第150条第2号」とあるのは「第168条において準用する第150条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条において準用する次条」と、同項第3号中「第144条第2項」とあるのは「第163条において準用する第144条第2項」と、第148条中「第145条」とあるのは「第160条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第170条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第183条において準用する第107条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者へ

所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) (略)

(準用)

第163条 第142条、第144条、第147条及び第148条(第83条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第147条第2項第2号

及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条において準用する次条」と、同項第3号中「第144条第2項」とあるのは「第163条において準用する第144条第2項」と、第148条中「第145条」とあるのは「第160条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第170条 (略)

2～8 (略)

の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 介護予防特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るため、介護予防特定施設従業者の間で適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図る取組により指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第176条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第177条 (略)

2 (略)

(管理者)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第177条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防特定施設従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 介護予防特定施設従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 (略)

(協力医療機関等)

第180条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 (略)

(協力医療機関等)

第180条 (略)



定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(準用)

第183条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から第32条まで、第34条から第35条まで、第105条、第106条及び第107条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第178条」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第194条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第200条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から第32条まで、第34条から第35条まで、第105条、第106条、第174条から第176条まで、第177条及び第179条から第181条まで

2 (略)

(準用)

第183条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から第32条まで、第34条から第35条まで、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第178条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第194条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第200条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から第32条まで、第34条から第35条まで、第105条、第106条、第174条から第177条まで及び第179条から第181条まで

の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第197条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第29条第1項及び第2項並びに第30条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第175条第2項及び第179条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第177条第3項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第202条 第184条、第185条、第188条及び第189条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第185条中「第169条」とあるのは「第192条」と、「前条」とあるのは「第202条において準用する前条」と、同条第2号及び第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第205条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第197条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第29条第1項及び第2項並びに第30条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第175条第2項及び第179条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

(準用)

第202条 第184条、第185条、第188条及び第189条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第185条中\_\_\_\_\_「前条」とあるのは「第202条において準用する前条」と、同条第2号及び第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第205条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第213条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第216条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) ～(7) (略)

(準用)

第214条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第29条から第35条まで並びに第83条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第208条」と、同項、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と

\_\_\_\_\_、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第216条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第203条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(記録の整備)

第213条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) ～(6) (略)

(準用)

第214条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第29条から第35条まで並びに第83条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第208条」と、

\_\_\_\_\_「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第216条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第203条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ～(3) (略)

(4) 福祉用具であって法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具に該当するもの(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(5) ～(7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第217条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。))を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第231条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じ、モニタリング  
\_\_\_\_\_を行うものとする。この場合にお

(1) ～(3) (略)

(4) ～(6) (略)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第217条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間\_\_\_\_\_等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第231条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。))を行うものとする。

いて、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 (略)

(準用)

第219条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第29条から第31条まで、第32条(第5項及び第6項を除く。)、第33条から第35条まで、第83条第1項、第2項及び第4項、第1節、第2節(第204条を除く。)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除く。)並びに前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と、同項、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と

\_\_\_\_\_、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第206条第1項中「第211条第3項」とあるのは「第219条において準用する第211条第3項」と、第207条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用

6～8 (略)

(準用)

第219条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第29条から第31条まで、第32条(第5項及び第6項を除く。)、第33条から第35条まで、第83条第1項、第2項及び第4項、第1節、第2節(第204条を除く。)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除く。)並びに前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と、\_\_\_\_\_「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第206条第1項中「第211条第3項」とあるのは「第219条において準用する第211条第3項」と、第207条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用

具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第212条中「第208条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と、第213条第2項第1号中「第217条」とあるのは「第219条において準用する第217条」と、同項第2号中「第216条第9号」とあるのは「第219条において準用する第216条第9号」と、同項第3号中「第211条第4項」とあるのは「第219条において準用する第211条第4項」と、同項第4号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第216条中「第203条」とあるのは「第219条において準用する第203条」と、「前条」とあるのは「第219条において準用する前条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第222条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第227条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第230条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3)～(6) (略)

(準用)

第228条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第22条、第24条、第26条の2、第27条、第29条から第35条まで、第83条第1項、

具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と\_\_\_\_\_、第213条第2項第1号中「第217条」とあるのは「第219条において準用する第217条」と、同項第2号中\_\_\_\_\_「第211条第4項」とあるのは「第219条において準用する第211条第4項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第216条中「第203条」とあるのは「第219条において準用する第203条」と、「前条」とあるのは「第219条において準用する前条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第222条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第227条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2)～(5) (略)

(準用)

第228条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第22条、第24条、第26条の2、第27条、第29条から第35条まで、第83条第1項、

第2項及び第4項、第208条から第210条まで並びに第212条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と、同項、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と

第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第208条第4号及び第212条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項、第210条及び第212条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、同条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と

読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第230条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、

第2項及び第4項、第208条から第210条まで並びに第212条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者

」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域をいう。以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第208条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項及び第210条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第212条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と、同条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第230条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

提案を行うこと。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第231条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第12章 (略)

(電磁的記録等)

第232条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条（第126条において準用する場合を含む。）、第131条の3、第138条、第148条（第163条において準用する場合を含む。）、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。）及び第175条第1項（第200条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

(3)・(4) (略)

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第231条 (略)

2～4 (略)

第12章 (略)

(電磁的記録等)

第232条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条（第126条において準用する場合を含む。）、第131条の3、第138条、第148条（第163条において準用する場合を含む。）、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。）及び第175条第1項（第200条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電



子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

により行うことができる。

2 (略)

附 則

1～7 (略)

8 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) (略)

9 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

10 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

11 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、第141条第1項第3号の規定に

により行うことができる。

2 (略)

附 則

1～7 (略)

8 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) (略)

9 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

10 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

11 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、第141条第1項第2号の規定に

かかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

12 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1)・(2) (略)

13 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

14 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

15～22 (略)

かかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

12 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1)・(2) (略)

13 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

14 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第141条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

15～22 (略)



に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第56条第13号に規定する介護予防訪問看護報告書
- (3) ・(4) (略)
- (5) 第56条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) ～(8) (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第56条 看護師等が行う指定介護予防訪問看護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) ～(7) (略)
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (10)～(15) (略)
- (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用すること。
- (17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。  
(主治の医師との関係)

第57条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第56条第11号に規定する介護予防訪問看護報告書
- (3) ・(4) (略)
- (5) ～(7) (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第56条 看護師等が行う指定介護予防訪問看護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) ～(7) (略)
- (8)～(13) (略)
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用すること。
- (15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。  
(主治の医師との関係)

第57条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第59条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条第1項第1号又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第66条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員 に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(4) ～(6) (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

(6) (略)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第90条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(8) ・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(12) ～(16) (略)

(3) ～(5) (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第90条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(7) ・(8) (略)

(9) ～(13) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用すること。

(記録の整備)

第72条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第75条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3)～(5) (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第75条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用すること。

(記録の整備)

第72条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第75条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) (略)

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) ～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) ・(6) (略)

第77条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条第1項第1号又は介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第119条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) ～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

(1) ・(2) (略)

(3) ・(4) (略)

第77条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第119条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。



(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第90条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第66条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(8)・(9) (略)

(記録の整備)

第87条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第66条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(7)・(8) (略)



じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第208条第4号及び第212条第4項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項、第210条及び第212条第4項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、同条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と読み替えるものとする。

じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第208条第4号及び第212条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項、第210条及び第212条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、同条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と読み替えるものとする。

○ 川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）（第14条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6（略）</p> <p>（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（管理者による管理）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（管理者による管理）</p>

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、\_\_\_\_\_他の事業所、施設等又はサテライト型特定施設（川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条 （略）

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) ・(4) （略）

3・4 （略）

（協力医療機関等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型特定施設（川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条 （略）

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) ・(4) （略）

3・4 （略）

（協力病院）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 （略）

（掲示）

第35条 介護医療院は、介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、\_\_\_\_\_重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

（入所者の安全並びに介護医療院サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

2 （略）

（掲示）

第35条 介護医療院は、介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院\_\_\_\_、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項\_\_\_\_\_を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護医療院サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護医療院サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に

より行うことができる。

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

- 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）（第15条関係）  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2第1項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2第1項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第30条第1項、第5条の規定による改正後の川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2第1項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2第1項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第30条第1項、第5条の規定による改正後の川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人</p>



ホーム基準条例」という。)第2条第5項(新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)、第31条の2第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第33条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

第2条第4項及び第33条の2第1項(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)

第3条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用する場合を除き、新指定居宅サービス等基準条例第46条、第62条、第117条、第171条及び第247条において準用する場合を含む。)

及び第39条の2第1項(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)

)、第8条の規定による改正後の川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第3条第5項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)

及び第30条の2第1項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、第9条の規定による改正後の川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新介護老人保健施設基

ホーム基準条例」という。)第2条第5項(新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)、第31条の2第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)

及び第33条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

第2条第4項及び第33条の2第1項(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)

第3条第3項(新指定居宅サービス等基準

条例第46条、第62条、第117条、第171条及び第247条において準用する場合を含む。)

及び第39条の2第1項(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)

)、第8条の規定による改正後の川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第3条第5項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)

及び第30条の2第1項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、第9条の規定による改正後の川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新介護老人保健施設基

準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第11条の規定による改正後の川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第4項、第38条の2第1項(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び第42条第3項、第12条の規定による改正後の川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用する場合を除き、新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第138条及び第219条において準用する場合を含む。)及び第34条の2第1項(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条\_\_\_\_、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)並びに第13条の規定による改正後の川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新指定地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準条例第7条、新特別介護老人ホーム基準条例第7条(新特別介護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)及び第34

準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第11条の規定による改正後の川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第4項、第38条の2第1項(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び第42条第3項、第12条の規定による改正後の川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例\_\_\_\_\_

\_\_\_\_第42条、第138条及び第219条において準用する場合を含む。)及び第34条の2第1項(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)並びに第13条の規定による改正後の川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新指定地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準条例第7条、新特別介護老人ホーム基準条例第7条(新特別介護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)及び第34

条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第7条（新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第29条（新指定居宅サービス等基準条例第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。）、第56条（新指定居宅サービス等基準条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条\_\_\_\_\_、第106条（新指定居宅サービス等基準条例第113条の3及び第117条において準用する場合を含む。）、第125条、第146条（新指定居宅サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第161条、第184条、第196条、第214条、第227条及び第239条（新指定居宅サービス等基準条例第247条及び第258条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条、新指定介護療養型医療施設基準条例第27条及び第50条、新指定介護予防サービス等基準条例第25条（新指定介護予防サービス等基準条例第42条において準用する場合を含む。）、第52条、第62条\_\_\_\_\_、第82条、第103条（新指定介護予防サービス等基準条例第131条の3及び第138条において準用する場合を含む。）、第123条、第145条、第160条、第178条、第197条及び第208条（新指定介護予防サービス等基準条例第219条及び第228条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用する場合に限る。）及び第39条の2第1項（新指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用する

条（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第7条（新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第29条（新指定居宅サービス等基準条例第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。）、第56条（新指定居宅サービス等基準条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条、第95条、第106条（新指定居宅サービス等基準条例第113条の3及び第117条において準用する場合を含む。）、第125条、第146条（新指定居宅サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第161条、第184条、第196条、第214条、第227条及び第239条（新指定居宅サービス等基準条例第247条及び第258条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条、新指定介護療養型医療施設基準条例第27条及び第50条、新指定介護予防サービス等基準条例第25条（新指定介護予防サービス等基準条例第42条において準用する場合を含む。）、第52条、第62条、第71条、第82条、第103条（新指定介護予防サービス等基準条例第131条の3及び第138条において準用する場合を含む。）、第123条、第145条、第160条、第178条、第197条及び第208条（新指定介護予防サービス等基準条例第219条及び第228条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

場合に限る。)及び第34条の2第1項(新指定介護予防サービス等基準条例第73条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定居宅サービス等基準条例第95条及び新指定介護予防サービス等基準条例第71条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第32条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第23条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第32条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第23条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する

場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第26条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条\_\_\_\_\_、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第26条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第73条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

6・7 (略)

(ユニットの定員に係る経過措置)

8～13 (略)

場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第26条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4・5 (略)

(ユニットの定員に係る経過措置)

6～11 (略)